



(※) メディカル・マスターは、長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約（実額払）、疾病入院医療保険金支払特約（日額払）のいずれかをセットした事業活動総合保険（ビジネスマスター・プラス）のペットネームです。

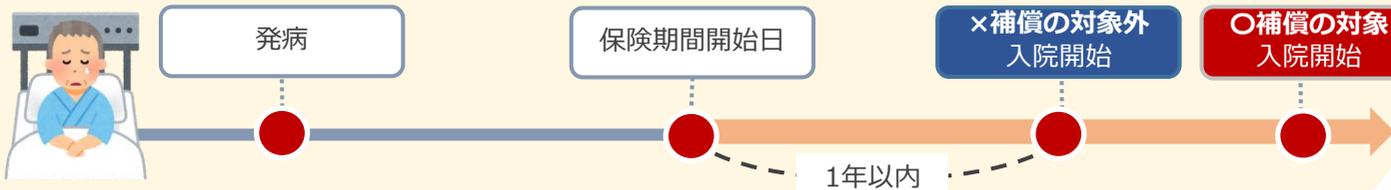


シンプルな売上高方式の一括加入！ 加入者管理や健康状態の告知も不要！

POINT 1 売上高方式の一括加入のため、加入者管理や健康状態の告知は不要！

POINT 2 法人が契約者の場合、保険料は**全額損金扱い**！
※実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

POINT 3 既往症があっても、保険加入後**1年**が経てば、補償の対象！



<おすすめ！安心福利厚生プラン> 疾病入院医療費用補償特約

- 入院 1 回あたりの保険金額 50万円
- 先進医療等 1 回あたりの保険金額 300万円
- 入院 1 日あたりのベッド等使用料保険金日額 1万円

+

疾病入院医療保険金支払特約

- 入院 1 日あたりの保険金額（支払限度日数40日） 5,000円

月々の保険料例

※傷害ユニット
死亡保険金額200万円の場合

売上高	保険料
50百万円	20,240円
75百万円	20,790円
1億円	21,580円
1.5億円	30,690円
2億円	40,150円

<契約条件> 事業活動総合保険に「疾病入院医療費用補償特約」・「疾病入院医療保険金支払特約」を付帯した保険料（分割払）です。別途傷害ユニット（売上高方式）のご契約が必要となります。補償内容の詳細は裏面をご覧ください。

疾病入院医療費用補償特約

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として日本国内において保険期間中に入院を開始した場合または先進医療等を受けた場合に、費用を負担したことによって被る損害を補償します。

入院にかかる費用（総額）

公的医療保険の対象

7割
健康保険からの給付

3割
自己負担

公的医療保険の対象外

100%自己負担

- ・入院時の食事代
- ・ベッド等使用料
- ・先進医療等費用（技術料）
- ・交通費 など

以下の費用が補償の対象になります。

- ①入院時の健康保険の自己負担分
- ②食事療養費
- ③ベッド等使用料
- ④先進医療、患者申出療養の費用
- ⑤入退院・転院時の交通費
- ⑥諸費用（入院1日につき1,100円）
- ⑦親族付添費（1日につき4,200円）
- ⑧ホームヘルパー等の雇入費用 など

補償の対象

	選択可能な保険金額			
入院1回あたりの保険金額	<input type="checkbox"/> 50万円	<input type="checkbox"/> 100万円	<input type="checkbox"/> 200万円	
先進医療等1回あたりの保険金額	<input type="checkbox"/> 50万円	<input type="checkbox"/> 100万円	<input type="checkbox"/> 200万円	<input type="checkbox"/> 300万円
入院1日あたりのベッド等使用料 保険金日額	<input type="checkbox"/> 10,000円	<input type="checkbox"/> 20,000円	<input type="checkbox"/> 30,000円	<input type="checkbox"/> 40,000円

※ベッド等使用料保険金は入院1回あたりの保険金の内枠でお支払いします。

補償の対象となる方（被保険者）

- ・個人事業主
- ・貴社の常勤^(注)の役員
- ・貴社の正規従業員
- ・貴社の常勤^(注)の臨時従業員



(注) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

疾病入院医療保険金支払特約

日本国内または国外において疾病を被り、その直接の結果として入院を開始した場合に、ご契約の保険金日額を入院した日数分お支払いします。（1回の入院につきご契約の支払限度日数が限度となります。）

保険金額（入院1日あたり）
（日額）20,000円以下で設定可能
選択可能な支払限度日数
<input type="checkbox"/> 40日 <input type="checkbox"/> 60日 <input type="checkbox"/> 90日 <input type="checkbox"/> 120日 <input type="checkbox"/> 180日

補償の対象となる方（被保険者）

- ・個人事業主
- ・貴社の常勤^(注)の役員
- ・貴社の正規従業員
- ・貴社の常勤^(注)の臨時従業員



(注) 常勤とは、病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

※本特約の事故発生時のご対応はお客様対応品質の観点から専用の窓口にて行います。（傷害ユニットとは別の窓口となります。）

※業務を原因とする疾病については、基本補償である傷害ユニットと本特約の両方から保険金が支払われる場合があります。

●このちらしは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

 **損害保険ジャパン株式会社**

＜担当営業店＞

損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 南東京第二支社
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

お問い合わせ先

＜取扱代理店＞

新東京フォレスト医師協同組合
〒143-0024 東京都大田区中央4-31-14
TEL: 03-3772-2156 FAX: 03-6429-8535
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)